

## 福島県 大熊町

## (基本方針)

- 大熊町の公共インフラは、生活道路や上下水道等の復旧を最優先とし、関係事業者との連携により早期機能回復に取り組んでいる。また、避難指示解除後の区域については関係機関と調整をとり、国・県の協力を得ながら復旧に努める。
- さらに、平成27年に策定した大熊町第二次復興計画を平成31年に改訂し、「帰町を選択できる環境の実現」を目標にその第一ステップとして、大川原地区に復興拠点を整備。拠点内に公共インフラ、公共施設、医療施設や災害公営住宅等の生活環境整備に努める。
- また、平成29年11月に認定された帰還困難区域における「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、帰還困難区域内の除染を進め、「大川原地区復興拠点」内の整備とともに、令和4年6月に避難指示が解除された「特定復興再生拠点区域」のインフラ整備・生活・就労環境の整備に努める。

## (復旧の概況)

- (避難指示解除された大川原地区・中屋敷地区においては)道路に関して、今後も継続して工事を行う。下水道に関しては、地域下水第4処理施設(大川原地区の農業集落排水施設)の復旧工事を実施(平成28年5月完成)。  
公共施設に関しては、坂下ダム管理事務所で電気、ガス、上水設備、浄化槽の復旧及び除染が終了。大川原地区復興拠点についてはライフラインの整備を令和元年度に完了。令和元年5月より役場庁舎で業務開始。同年6月に災害公営住宅、同年10月に再生賃貸住宅の入居開始。令和2年4月に認知症高齢者グループホーム及び住民福祉センター、令和3年2月に診療所が開所。令和3年4月に商業施設、同年10月に交流施設、宿泊温泉施設が開所。令和5年1月に再生賃貸住宅(子育て支援)が完成、同年4月より入居開始予定。令和5年6月の完成に向け、学び舎ゆめの森(認定こども園・義務教育学校)施設を整備中。
- (避難指示を解除された特定復興再生拠点区域においては)道路は、幹線道路が災害調査測量済みで令和3年度より段階的に復旧工事を実施(令和6年3月の完了を見込む)。下水道に関しては、地域下水第3処理施設(野上地区の農業集落排水施設)の復旧工事を実施(令和3年9月完成)。地域下水道第6処理施設の復旧工事を実施中(令和4年6月完成)。上水道は一部使用開始(令和3年12月:企業団)。  
公共施設に関しては、JR 大野駅周辺で産業交流施設、商業施設、住宅等の整備に着手する。既存施設については、保健センター改修を実施(令和5年3月工事完了)、その他の施設について順次解体(環境省に依頼)やその扱いについて検討を進める。

様式2「工程表」

令和5年3月末現在

インフラ復旧の工程表(福島県大熊町)

→ : 工程が見込めるもの      ●-----▶ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R4年度の目標 (R4.9.16公表)	R4年度に実施 したこと(成果)	R5年度に実施 すること(目標)	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<b>海岸</b>																			
海岸 (3地区海岸) (帰還困難区域)	県 (現所管)	堤防崩壊 消波工流失	1地区海岸の復旧工事の進捗を図る。(熊川地区海岸) 1地区海岸の復旧工事に着手する。(夫沢地区海岸)	1地区海岸の復旧工事推進した。(熊川地区海岸) 1地区海岸の復旧工事に着手した。(夫沢地区海岸)	1地区海岸の復旧工事の進捗を図る。(熊川地区海岸) 1地区海岸の復旧工事の完了を図る。(夫沢地区海岸)	●-----▶													
<b>河川</b>																			
二級河川 2河川(熊川、夫沢川) (帰還困難区域)	県	護岸流出 河川浸食	2河川の復旧工事に着手する。 (熊川・夫沢川)	2河川の復旧工事に着手した。 (熊川・夫沢川)	1河川の復旧工事の進捗を図る。(熊川) 1河川の復旧工事の完了を図る。(夫沢川)	●-----▶													
<b>下水道</b>																			
(帰還困難区域以外(大川原)H31.4避難指示解除区域) 大川原地区農業集落排水事業【管路】  (帰還困難区域以外(野上)及び特定復興再生拠点区域) 野上地区農業集落排水事業	町	大川原: 工事完了・供用開始済み(R元年度) 野上: 工事完了・供与開始(R3年度)																	
(帰還困難区域以外(大川原)大川原地区農業集落排水事業【処理施設】  (帰還困難区域以外(野上)野上地区農業集落排水事業【処理施設】	町	大川原: 工事完了・運用開始済み(R元年度) 野上: 工事完了・供与開始済み(R3年度)																	
(特定復興再生拠点) その他下水道施設	町	第6処理区管路、第1処理区管路の被害調査完了。	第1処理区と第6処理区の繋ぎ込み工事 第6処理区(残区域)管路の復旧工事 第6処理場復旧工事	第1処理区と第6処理区の繋ぎ込み工事を実施中 第6処理区(残区域)管路の復旧工事を実施中 第6処理場復旧工事を完了	第1処理区と第6処理区の繋ぎ込み工事を実施する 第6処理区(残区域)管路の復旧工事を実施する	●-----▶ 工事													
(帰還困難区域) その他下水道施設	町	被害調査中		被害調査中	被害調査を実施する。 一部、設計。	●-----▶ 調査													
<b>上水道</b>																			
(H31.4避難指示解除区域) 中屋敷地区飲料水安全確保対策事業	町	工事完了、運用開始																	
(帰還困難区域・拠点関連) 配水施設、給水施設 (主に下野上地区)	双葉地方水道企業団	目視により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明	一部区域の被害調査・応急復旧を継続実施する	継続的に実施した。	継続的に実施する。												令和3年度に一部区域を除き復旧済み (令和3年12月からの準備宿泊に伴い一部区域を除き使用再開)		
(帰還困難区域・拠点関連) 配水施設、給水施設 (主に野上、熊地区)	双葉地方水道企業団	目視により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明	一部区域の被害調査・応急復旧を継続実施する	継続的に実施した。	継続的に実施する。												令和3年度に一部区域を除き復旧済み (令和3年12月からの準備宿泊に伴い一部区域を除き使用再開)		

●→ : 工程が見込めるもの

●.....→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R4年度の目標 (R4.9.16公表)	R4年度に実施 したこと(成果)	R5年度に実施 すること(目標)	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
(帰還困難区域・拠点関連) 配水施設、給水施設 (主に小入野地区)	双葉地方 水道企業 団	目視により、被災を判断できる箇所もあるが、実際の被災状況は不明	一部区域の被害調査・応急復旧を継続実施する	継続的に実施した。	継続的に実施する。													令和3年度に一部区域を除き復旧済み (令和3年12月からの準備宿泊に伴い一部区域を除き使用再開)	
(帰還困難区域・中間貯蔵施設区域) 送水施設、配水施設 (主に大熊東工業団地)	町(双葉地方 水道企業 団)	路面亀裂、路面陥没等。平成23年度に主な幹線道路の災害調査測量済。	損傷箇所については随時部分補修する。	—	—													中間貯蔵施設区域内にあり、町で管理していない。	
<b>町道</b>																			
(特定復興再生拠点) 町道西20号線ほか	町	路面亀裂、路面陥没等。平成23年度に主な幹線道路の災害調査測量済。	損傷箇所については随時部分補修する。	損傷箇所については随時部分補修した。	損傷箇所については随時部分補修する。	補修工事													
(特定復興再生拠点) 町道東67号線	町			改良工事を開始した。	改良工事を実施する。					改良工事									
(帰還困難区域以外(大川原・中屋敷) 町道西65号線ほか	町	路面亀裂、路面陥没等。平成23年度に主な幹線道路の災害調査測量済。	損傷箇所については随時部分補修する。	損傷箇所については随時部分補修した。	損傷箇所については随時部分補修する。	補修工事													
(帰還困難区域) 町道西73号線	町	目視確認済み 法面崩壊	損傷箇所については随時部分補修する。	損傷箇所については随時部分補修した。	損傷箇所については随時部分補修する。	補修工事													
(帰還困難区域) その他の道路	町(国)	中間貯蔵施設に繋がる輸送道路は国(環境省)が補修。	損傷箇所については随時部分補修する。	損傷箇所については随時部分補修した。	損傷箇所については随時部分補修する。	補修工事												中間貯蔵施設に繋がる輸送道路は国(環境省)が補修。	
<b>農地・農業用施設</b>																			
(帰還困難区域) 農道	町	H26年度 東北農政局の福島農業基盤再生調査事業で調査設計委託発注済。	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事を実施した。	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事				維持工事									
(帰還困難区域以外(大川原)) 農道	町	甚大な被害はなし。日常の管理で維持対応	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事を実施した。	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事				維持工事									
(特定復興再生拠点) 用水・排水路等農業用施設	町	H26秋以降に現地調査 東北農政局の福島農業基盤再生調査事業で調査	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事を実施した。	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事				維持工事									
(帰還困難区域以外(大川原)) 用水・排水路等農業用施設	町	H26年度 東北農政局の福島農業基盤再生調査事業で調査設計委託発注済。	営農再開と調整を図り復旧箇所を確認・復旧し、年間を通じて維持管理する。	維持工事を実施した。	営農再開と調整を図り復旧箇所を確認・復旧し、年間を通じて維持管理する。	維持工事				維持工事									
(帰還困難区域) ため池 鈴内 外89箇所	町	H23年度 一次調査済。 H25年度 東北農政局にて、農地農業用施設災害復旧調査設計業務委託実施。調査済42箇所。うち被災あり36箇所。残り4箇所は、中間貯蔵施設設計画区域内のため調査未了。	維持工事の実施 未除染箇所の調査実施 特定復興再生拠点内のため池3箇所の放射性物質対策工事の実施。	維持工事の実施した。 未除染箇所14か所の詳細調査実施した。	ため池3か所の放射性物質対策工事を実施する。 2か所の災害復旧工事を実施する。 未除染箇所の設計を実施する。	維持工事 災害復旧工事 放射性物質対策工事、設計				維持工事 災害復旧工事 放射性物質対策工事									
(帰還困難区域以外(大川原)) ため池 頭森 外6箇所	町	H23年度 一次調査済。 H25年度 東北農政局にて、農地農業用施設災害復旧調査設計業務委託実施。以降継続調査中。調査済6箇所。うち被災あり5箇所 H30.2.13(頭森ため池、横田ため池)災害査定実施。	状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事を実施した。	ため池2か所の放射性物質対策工事を実施する。 状況を再確認しながら、年間を通じて維持管理をする。	維持工事 放射性物質対策工事				維持工事 放射性物質対策工事									

→ : 工程が見込めるもの

●.....→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R4年度の目標 (R4.9.16公表)	R4年度に実施 したこと(成果)	R5年度に実施 すること(目標)	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
(特定復興再生拠点区域) ため池 新溜 外6箇所	町	H23年度 一次調査済。 H25年度 東北農政局にて、農地 農業用施設災害復旧調査設計 業務委託実施。	状況を再確認しながら、年間を 通じて維持管理をする。	維持工事を実施した。 ため池3箇所の放射性物質対 策工事の実施した。 未除染箇所2か所の詳細調査 を実施した。	ため池1か所の放射性物質対 策工事を実施する。 1か所の災害復旧工事を実施 する。 未除染箇所の設計を実施す る。	維持工事 放射性物質対策工事				維持工事 放射性物質対策工事									
林道施設	町	H23・24 一次(目視点検) 調査済。 H27 一部県と協議実施 (済)。 工事実施未定。	状況を再確認しながら、年間を 通じて維持管理をする。	維持工事を実施した。	状況を再確認しながら、年間を 通じて維持管理する。	維持工事				維持工事									
<b>文教施設</b>																			
(帰還困難区域以外(大川 原)) 学びの舎ゆめの森(幼保小 中)(新設)	町	建設中	建設工事・設備整備を実施する	建設工事を実施中	建設工事・設備整備を完成	→											R5年度より、町内で教育活動を再開 (義務教育学校、認定こども園)		
(特定復興再生拠点区域) 大熊町文化センター	町	被害調査を実施。 解体予定(時期未定)	解体に向けて検討を進める	文書整理・私物持ち出し	解体(依頼済み)	解体													
(特定復興再生拠点区域) 大熊町図書館・民俗伝承館	町	被害調査を実施。 図書館屋根部分に破損が 見られる。 解体予定(R4年度内)	解体に向けて準備を進める	文書整理・私物持ち出し・必要 備品搬出・一般開放・解体着手	解体(依頼済み)	解体													
(帰還困難区域) 総合体育館	町	帰還困難区域内にあり、被 害調査は未実施。	-	(仮置き場として使用) 解体予定施設からの物品搬入															
(特定復興再生拠点区域) 第2体育館	町	被害調査を実施。 解体予定(時期未定)	解体に向けて検討を進める	解体済み															
(特定復興再生拠点区域) 第3体育館	町	被害調査を実施。 解体予定(時期未定)	解体に向けて検討を進める	解体済み															
(帰還困難区域) 武道館	町	被害調査を実施。	-	-	-														
(帰還困難区域) 増健センター	町	被害調査を実施。	解体に向けて検討を進める	-	-										/				
(帰還困難区域) 総合グラウンド	町	帰還困難区域内にあり、被 害調査は未実施。 町内の除染事業で発生した 除去土壌等の仮置き場として 使用している。	-	-	-										・帰還困難区域にあり、検討できず				
(帰還困難区域) 町営野球場	町	モデル除染のための仮置き場 として現在使用している。	-	-	-														
(帰還困難区域) 熊町幼稚園	町	帰還困難区域内にあり、被 害調査は未実施。	-	被災度判定・私物持ち出し															
(特定復興再生拠点区域) 大野幼稚園	町	被害調査を実施。 解体済み	解体に向けて準備を進める	私物持ち出し実施・解体済み															
(帰還困難区域) 熊町小学校	町	被害調査を実施。	-	被災度判定実施	在校生私物持ち出し														
(特定復興再生拠点区域) 大野小学校	町	被害調査を実施。 用途廃止済み													令和4年3月に用途廃止 (大熊インキュベーションセンター)				
(特定復興再生拠点区域) 大熊中学校	町	被害調査を実施。 用途廃止済み													令和4年3月に用途廃止 発電施設整備エリアとして活用予定				

●→ : 工程が見込めるもの

●.....→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R4年度目標 (R4.9.16公表)	R4年度に実施 したこと(成果)	R5年度に実施 すること(目標)	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
県立双葉翔陽高等学校	県	担当者による建物外観の目視確認のみを実施。外壁のひび割れや剥離などが確認されている。	避難指示解除を待ったうえで、住民帰還、小中学校の再開状況の様子を見ていく。	(避難指示解除(令和4年6月30日))住民帰還や小・中学校の再開に向けた進捗状況を踏まえた今後のあり方や被害調査の実施時期の検討	被害調査の実施及び住民帰還や小・中学校の再開後の状況を踏まえながら、今後のあり方の検討	●.....→											現在休校中としており今後のあり方を検討中。(住民の帰還状況、小中学校の再開後の状況を考慮しながらあり方を検討する。)		
<b>福祉施設</b>																			
(特定復興再生拠点区域) 老人福祉センター	町	被害調査を実施。解体予定	解体に向けて準備を進める	解体に向けて準備を進めた	解体(依頼済み)	●.....→													
(特定復興再生拠点区域) 大熊町保育所	町	被害調査を実施。解体予定	解体に向けて準備を進める	私物の持ち出しを実施するなど、解体に向けて準備を進めた	解体(依頼予定)	●.....→													
(帰還困難区域) 熊町児童館	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	-	-	-														
(特定復興再生拠点区域) 大野児童館	町	被害調査を実施。用途廃止済み															令和3年9月に用途廃止(大熊町移住定住センター)		
<b>役場・公共施設</b>																			
(特定復興再生拠点区域) 大熊町役場庁舎(旧庁舎)	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。目視から1階天井の崩落や数箇所の窓ガラスの破損が確認されている。年度内に解体を計画。	旧庁舎の解体に向け、準備を進める。	旧庁舎の解体に向け、準備を進めた。	解体(依頼予定)	●.....→											2019年 大川原地区に新庁舎建設済み		
(特定復興再生拠点区域) 産業交流施設	町	新設	基本・実施設計を実施する	基本設計を実施した	実施設計を実施、建設工事を開始する	●.....→				設計・工事	●.....→						令和6年度の完成を目指す。		
(特定復興再生拠点区域) 商業施設	町	新設	-	-	基本設計・実施設計を実施する。	●.....→				設計	●.....→						令和6年度の完成を目指す。		
(特定復興再生拠点区域) 保健センター	町	被害調査を実施。	解体に向けて検討を進める	施設を改修し、設備を導入した(計画変更)	施設内の整備を行い、再開に向けて準備を進める。	●.....→				再開準備	●.....→								
(特定J復興再生拠点区域) 公民館	町	被害調査を実施。	-		解体予定	●.....→				解体	●.....→								
(帰還困難区域(中間貯蔵施設区域)) 健康増進施設	町(国)	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	-	環境省に移転済み	解体予定														
(居住制限区域) 坂下ダム管理事務所	町	被害調査実施済み。管理事務所として運営再開済み。																	
(H31.4避難指示解除区域) 中屋敷区集会所	町	被害無し。																	
(H31.4避難指示解除区域) 大川原1区集会所	町	警察駐在所として貸し出し中																	
(H31.4避難指示解除区域) 大川原2区集会所	町	解体済み																	
(特定復興再生拠点区域) その他地区集会所	町	すべて解体する方向で調整中	解体に向けて検討を進める	解体に向けて検討を進めた大和久集会所(解体依頼済み)	解体(依頼予定) 下野上3区、熊1、2、3区	●.....→				解体	●.....→								

●→ : 工程が見込めるもの

●.....→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R4年度の目標 (R4.9.16公表)	R4年度に実施 したこと(成果)	R5年度に実施 すること(目標)	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
(帰還困難区域(中間貯蔵施設エリア)) その他地区集会所	町	用途廃止済み。 環境省に移転済み。																	
(特定復興再生拠点区域) JR大野駅	町	帰還困難区域だが特定復興再生拠点として整備。	年間を通じて維持管理をする。	年間を通じて維持管理した。	年間を通じて維持管理をする。	●→ 維持・管理				●.....→ 維持・管理					2020年3月再開。				
(特定復興再生拠点区域) 大熊IC	町 (NEXCO)	帰還困難区域だが特定復興再生拠点として整備。	年間を通じて維持管理をする。	年間を通じて維持管理した。	年間を通じて維持管理する。	●→ 維持・管理				●.....→ 維持・管理									
(町内全域) 防災行政無線	町	帰還困難区域内(沿岸部)子局2箇所が津波により流失。本局が震災により使用不能。H27に機器更新実施により運用開始。R4年度に操作車を役場本庁舎に移設。	運用継続	運用中	継続運用	●→ 運用													
(帰還困難区域) 消防団屯所等	町	消防団屯所15件、防火水槽72件、消火栓136件が震災により使用不能。	・水利設備の調査を実施し、順次修繕・取替等による復旧を進める ・拠点内の未解体屯所(4地点)の解体を順次進める	(大川原・中屋敷・特定復興再生拠点区域) 消防団屯所 1件解体 防火水槽24件、消火栓86件が復旧。	(特定復興再生拠点) 消防団屯所 6件解体(依頼)予定	●→ 調査・復旧・修繕等 ●.....→ 調査・復旧・修繕等				●.....→ 調査・復旧・修繕等									
(特定復興再生拠点区域) 大熊町農村環境改善センター	町	被災調査済、文化センターと接続しているため、同時期に解体予定。	—	館内整理、職員私物の持ち出し。文化センターと共に環境省にて解体に着手。	解体(依頼済み)	●.....→ 解体													
住宅(公営住宅等)																			
(特定復興再生拠点区域) 町営住宅(7か所) (帰還困難区域(中間貯蔵施設区域)) 町営住宅(2か所)	町	(特定復興再生拠点区域)解体済み(3箇所) (中間貯蔵施設区域)環境省に移転済み(1箇所)	(特定復興再生拠点区域)残り4箇所について、解体の準備を進める	(特定復興再生拠点区域)解体済み(1か所) 解体中(1か所) 解体依頼済み(2か所)	・残り2か所について、解体・移転について検討を進める。	●.....→ 解体 ●.....→ 検討													
(帰還困難区域以外(大川原)) 災害公営住宅(92戸)	町	大川原復興拠点の整備にあわせて公営住宅の整備(R元年、2年)																	
(帰還困難区域(大川原)) 賃貸集合住宅(40戸)	町	大川原復興拠点の整備にあわせて賃貸集合住宅の整備(R元年)																	
(H31.4避難指示解除区域) 戸建て住宅(8戸)	町	大川原教育施設の整備にあわせて戸建て住宅の整備	建設工事	竣工(完成)済み											R5年4月1日より入居開始予定				
(特定復興再生拠点区域) 戸建て・賃貸集合住宅(50戸)	町	下野上一団地事業にあわせて賃貸集合住宅の整備(大野南・原)	県に代行整備を依頼し、設計を行う	県に代行整備を依頼した。	建設工事を完了する。	●→ 工事													
公共交通																			
町内バスの運行	町	JR大野駅～大川原復興拠点～JR富岡駅を結ぶ町内バスを運行	年間を通じて運行。特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された後、運行ダイヤの充実を図る。	年間を通じて運行。運行ダイヤの充実を図るべく、準備を行った。	年間を通じて運行。運行ダイヤの充実を図る。	●→ 運用				●.....→ 運用									

→ : 工程が見込めるもの

→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	R4年度目標 (R4.9.16公表)	R4年度に実施 したこと(成果)	R5年度に実施 すること(目標)	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<b>復興まちづくり計画</b>																			
復興まちづくり計画	町	沿岸部の熊川・小入野・未沢地区が津波により家屋や人命等を失う甚大な被害を受けた。また、町内全域が放射性物質の影響により、町内全域に避難指示が出されていたが、一部解除された(中屋敷・大川原地区)	大熊町第三次復興計画を策定する	大熊町第三次復興計画を策定するため、検討委員会を開催、検討を行った。	大熊町第三次復興計画を策定する	計画策定				実施									
(帰還困難区域以外(大川原))復興拠点整備	町	除染が終了した大川原地区を町内復興拠点として整備し、帰還する住民の受皿とする。	年間を通じ、適宜、整備・運用を継続する	適宜、整備・運用を実施した	年間を通じ、適宜、整備・運用を継続する	整備・運用				整備・運用									
(特定復興再生拠点区域)下野上復興拠点の整備	町	特定復興再生区域(860ha)を定め、区域内の除染及びインフラ復旧・整備を一体的に進めることにより、概ね5年後の当該区域の避難指示解除を目指す計画。区域内の除染(環境省)及びインフラ復旧・整備を進め、R4年6月に避難指示解除を行った。	基盤の設計・工事・インフラ整備を順次行う。	基盤の実施設計を開始、建物等の撤去が完了、インフラ等の一部完成、産業団地の一部整備が完了した。	基盤の設計・工事・インフラ整備を順次行う。	工事						工事					基盤整備後に、施設や宅地を整備予定。		
<b>除染</b>																			
先行除染	国	住宅地、ダム等の除染実施済み																	
面的除染	国	H26年3月に完了																	
フォローアップ除染	国	必要に応じて、除染のフォローアップを実施	必要に応じて、除染のフォローアップを実施する。	除染のフォローアップを実施した。	必要に応じて、除染のフォローアップを実施する。														
仮置場	国	除染仮置場(4ヶ所)	除去土壌等の管理、中間貯蔵施設等への輸送、原状回復	除去土壌等の管理、中間貯蔵施設等への輸送、原状回復を実施した。	除去土壌等の管理、中間貯蔵施設等への輸送、原状回復を実施する。	除去土壌の管理、中間貯蔵施設への輸送													
(帰還困難区域)特定復興再生拠点区域内の除染・廃棄物処理	国	計画に基づき、除染・廃棄物処理を実施	計画に基づき、引き続き除染・廃棄物処理を実施する。	計画に基づき除染・廃棄物処理を実施し、令和5年1月末時点で除染は概ね実施済み。家屋等の解体の進捗率(申請受付件数比)は約90%。	計画に基づき、除染・廃棄物処理を実施する。	計画に基づく除染・廃棄物処理等												必要に応じて、除染のフォローアップを実施	
<b>廃棄物等処理</b>																			
対策地域内廃棄物処理	国	(仮設焼却施設)稼働中	引き続き、仮設焼却施設にて可燃物の処理を進める。	仮設焼却施設にて可燃物の処理を進めた。	引き続き、仮設焼却施設にて可燃物の処理を進める。	可燃物処理													
(特定復興再生拠点)ゴミステーション	町	R5年6月までは環境省が家庭ごみを回収			102か所のゴミステーションを設置する(7月から利用開始)	運用				運用								R5年6月末までは、環境省がごみの回収を実施、	

## 大熊町のインフラ復旧状況（令和4年度末現在） ※帰還困難区域、特定復興再生拠点を除く

工 種	復旧の状況	内 容	(参考) 事業完了時期
道路(町管理)	◎	(復旧済) 随時部補修	R元年度
河川 (市町村管理)	—		
漁港			
海岸			
防災林	—		
上水道 (双葉地方水道 企業団管理)	◎ 使用再開 (平成28年8月)	大川原地区へ給水	H28年度末
工業用水道 (双葉地方水道 企業団管理)	▽		
下水道	◎	復旧済(該当は大川原地区のみ)	H28年度
農地・ 農業用施設	◎ ◎	[用水路]復旧済 [ため池]復旧済	R2年度 R2年度
公共施設	◎	[復旧済] 役場庁舎(新設) [復旧済] 消防団屯所1件、防火水槽7件、消火栓6件 [復旧済] 交流施設(新設)	R元年5月 R元年5月 R3年10月
医療福祉施設	◎	[復旧済] 診療所(新設) [復旧済] 認知症高齢者グループホーム(新設) [復旧済] 住民福祉センター(新設)	R3年2月 R2年4月 R2年2月
文教施設	○	学び舎ゆめの森(幼保小中)(新設)	R5年6月予定
観光施設	◎	[復旧済] 宿泊温浴施設(新設)	R3年10月
住宅	◎	[復旧済] 復興公営住宅(新設) [復旧済] 再生賃貸住宅(新設) [復旧済] 復興公営住宅第2期(新設) 子育て支援住宅(新設)	R元年6月 R元年10月 R2年5月 R4年度
公営交通	◎	[復旧済] 町内バスの運行(新設)	R3年4月
除染(国)	◎	[実施済] 面的除染が完了	H26年3月
廃棄物処理(国)	○	・被災家屋等の解体撤去工事を実施中(127件解体済/129件申請受付済) ・仮設焼却施設 稼働中	未定

【凡例】◎：復旧済・機能回復済、○：復旧中・建設中、△：調査計画中、▽：未着手、—：該当なし、被災なし



## 大熊町のインフラ復旧状況（令和4年度末現在） ※特定復興再生拠点

工 種	復旧の状況	内 容	(参考) 事業完了時期
道路(市町村管理)	○	町道東67号線(改良工事) ほか町道は随時補修	R6年度
河川(市町村管理)			
河川(県管理)			
漁港			
海岸			
防災林			
上水道 (双葉地方水道 企業団管理)	○ 一部使用開始 (令和3年12月)	特定復興再生拠点区域(主に下野上地区・野上地区)の 配水管復旧	(R4年度)
	○ 一部使用開始 (令和3年12月)	特定復興再生拠点区域(主に小入野地区)の配水管復旧	(R4年度)
工業用水道 (双葉地方水道 企業団管理)	▽	[送水]未着手	
下水道	○	(復旧済 2箇所) / (被災 5箇所) ※特定環境公共下水 1箇所(機能回復済):第6処理区 農業集落排水施設 4箇所(1箇所復旧済) 地域し尿処理施設 1箇所(機能回復済、第6処理区に統合、処理場 廃止)	R4年度 未定 R6年度
農地・ 農業用施設	◎ ▽	[用水路]復旧済 [ため池]復旧済 0箇所/被災 7箇所	R4年度 未定
公共施設	○	旧役場庁舎(解体計画) 消防団屯所5件(うち1件解体済み、4件解体予定) 防火水槽24件、消火栓86件 産業交流施設	R5年度 未定 R4年11月 R6年度予定
医療福祉施設	○ ▽	保健センター 復旧済 1箇所/被災1箇所 老人福祉センター(解体依頼) 復旧済 0箇所/被災 1箇所 保育所(解体依頼) 復旧済 0箇所/被災1箇所 県立大野病院(県)	R4年度 R5年度 R5年度 未定
文教施設	▽	大野幼稚園(解体)、図書館(解体予定)、文化センター (解体予定)、公民館(解体予定)、 スポーツセンター(体育館含む)、 県立双葉翔陽高等学校(県)	R5年度 未定
観光施設			
住宅	○	戸建て・集合型再生賃貸住宅(大野南・原) 町営住宅(解体済み3、解体予定3)	R5年度 R5年度
公営交通	◎	[復旧済]町内バスの運行(新設)	R3年4月
除染(国)	○	町の特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、除染 を実施。フォローアップ除染を実施中。	未定
廃棄物処理(国)	○	町の特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、廃棄 物処理を実施中	未定

【凡例】◎：復旧済・機能回復済、○：復旧中・建設中、△：調査計画中、▽：未着手、—：該当なし、被災なし

